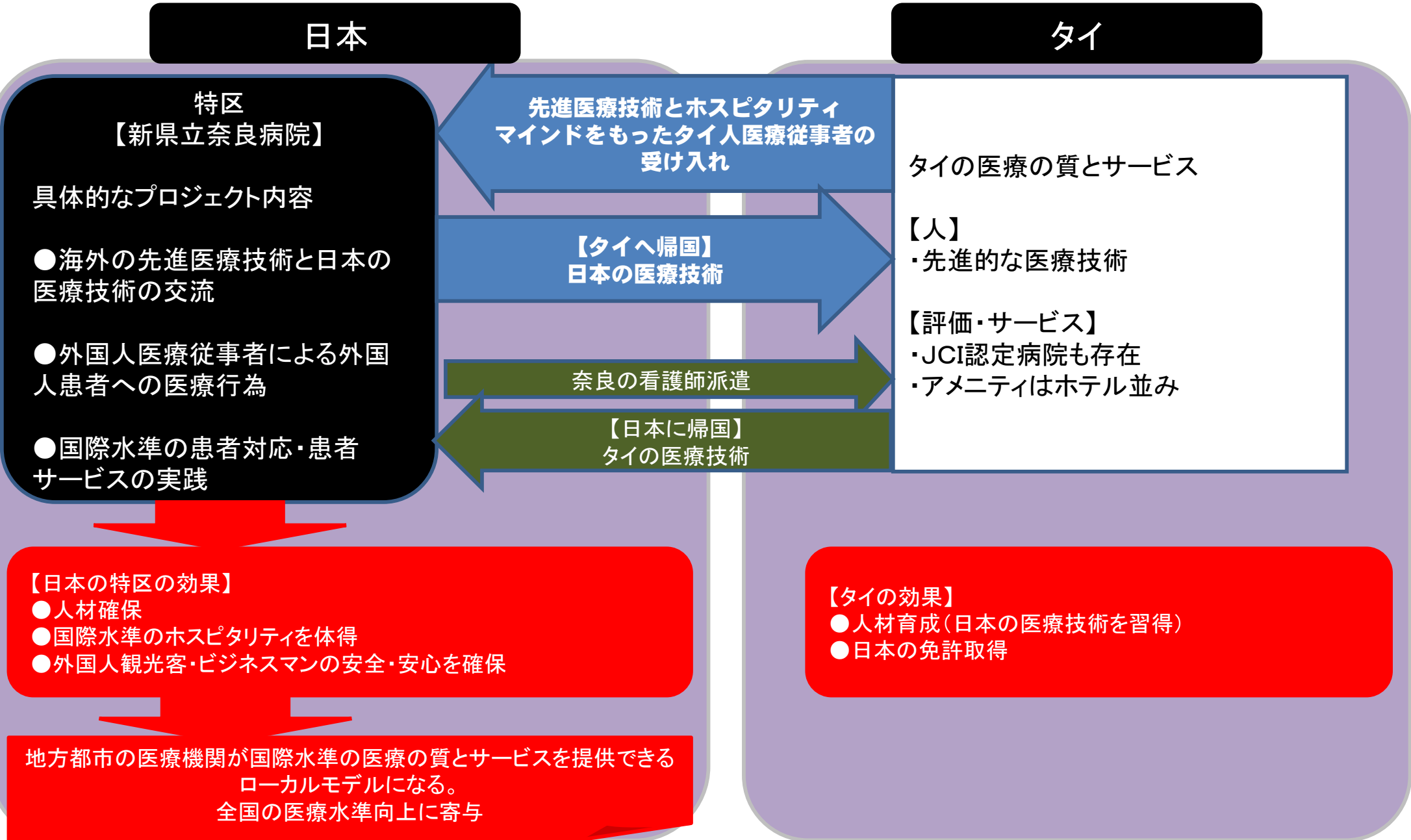


〔 国家戦略特区・提案プロジェクト名 〕

外国人医療従事者の受け入れによる国際医療水準の達成と国際貢献

特区の全体体系図



〔 国家戦略特区・提案プロジェクト名 〕

外国人医療従事者の受け入れによる国際医療水準の達成と国際貢献

特区において求める規制緩和

外国医師等臨床修練制度

【医師・看護師等】

⇒外国医師等が免許取得後3年以上の実務経験等の要件を満たし、厚生労働大臣の許可を受けた場合、厚生労働大臣指定の病院において臨床修練指導医の指導監督の下に医療行為可能

主な許可要件

- ①外国での免許取得後3年以上の実務経験
- ②臨床修練に支障のない日本語能力
- ③損害賠償能力(個人として損害賠償保険等に参加)
- ④医師の診断(視覚機能や薬物中毒の有無など)

許可期間:2年(看護師等は1年)



規制緩和(許可条件の緩和)

- 日本語能力⇒通訳対応で可能に
- 損害賠償能力⇒個人対応から県・病院対応へ



規制緩和 (許可期間の延長)

経済連携協定に基づく外国人看護師等の受け入れ

【看護師・介護福祉士】

⇒インドネシア・フィリピン・ベトナムから経済活動の連携強化の観点から受け入れの実施(免許取得まで在留期間は最大3年)

免許取得後3年以上の実務経験等→日本語研修→日本の病院での雇用契約(看護補助)→日本の国家試験受験(3回まで)→合格→就労(免許取得後は在留期間の延長可能)



規制緩和

- 協定未締結国からの受け入れ
- 免許取得までの在留期間の延長